



## 第二二回 定期総会議案

二〇〇五年(平成一七年)度

### 経過報告

#### I 今年度の特徴的な活動

今年度会の活動で特徴的なとりくみは、①「神奈川県職員九条の会」結成に協力し、活動にも積極的に参加してきたこと、②こだま会ホームページを立上げ、その充実にとりくんできたことです。

1 「県職員九条の会」結成と参加のとりくみ

会の結成に至る経過は、先に知識人・文化人九氏により作られた「九条の会」のアピールに基づき、準備会打合せにより、昨年12月8日夜、県民センター2階ホールにおいて、憲法九条を守る誓を新たに結成総会が開かれました。

会としても準備会への出席をはじめ「県職員九条の会」加入の呼びかけと結成総会への参加を幹事会に図り、とりくみました。

総会当日の参加者一六〇人、そのうちこだま会からの参加は四〇人でした。

なお、三月末現在のこだま会からの会員は九〇人を超えています。

2 こだま会ホームページの立上げと充実へのとりくみ

昨年10月発行の会報70号でホームページによる情報提供の充実をお知らせしましたが、専門知識を有する幹事、会員その他有志のご協力により、11月に会のホームページをオープンすることができました。

まだ、メニューは少ないですが今後、掲載項目等の充実に努めていきたいと思えます。

#### II 趣味活動と会員参加の会報づくり

会員の趣味や特技を生かして交流を深める活動も前年度に引続いて実施されました。(一)内は参加者

##### ○文学・歴史紀行

1回、11月(7人)

##### ○歴史教室

講義 2回、6月、11月(17、19人)

散策 2回、9月、3月(12、14人)

##### ○楽しい俳句教室

毎月第3木曜日 (13、15人)

##### ○食と文化を楽しむ会

2回、7月、11月(16、17人)

##### ○囲碁同好会

毎月第1日曜日 (12、20人)

##### ○壮年部共催料理教室

1回、9月(21人)

#### ○北海道スキー旅行

06年1月(22人)

世話人の方がた、本当にご苦労をおかけしました。深く感謝すると共にこれからも世話下さる方が増えることを願っています。

会員相互をつむぎ合わせる会報は、年金、医療、介護、健康づくりなどの情報、趣味活動や高齢者運動、基地再編強化反対のとりくみなどの様子を計画どおり年4回、提供してきました。

会報68、71号延40頁、豊富な情報と会員参加の目標は達成できたと思えます。

#### III 会員加入状況と会計収支の推移

今年度の加入者は年会員八人、終身会員は四六人、計五四人でした。

加入の働きかけは、一月下旬、二月中旬の職員課主催の退職者説明会4回と県職労各支部で開かれた退職者の集いで行ないました。

また、県職労機関紙でも退職予定者に火災共済など、こだま会加入による継続を呼びかけてもらいました。

会結成から21年、会員一、二〇〇人を超え、終身会員が90%以上になっっている会の今後の推移を考えると、中長期的に収支の両面を見直し、次回の総会で討議をお願いしたいと思います。

#### IV 会の運営と共同のとりくみ

会の業務を効率的に進めるため、毎月第一週に四役の打合せを、10月からはホームページ準備のため、関係幹事の参加による事務局打合せを行ない、事務作業を進めました。その他、会報の発送作業や趣味活動のとりくみについても世話人の方がたの協力で助けられています。

他の退職者会との共同のとりくみでは五月の県内平和行進や自治労連県退職会の「手づくり文化祭」等に参加してきました。

今後、行事への参加や活動の組織化のあり方について会の現状をふまえ、結論を見出したいと思えます。

なお、総会・役員選出では、10月の自治労連県退職者会総会で前年度に引続いて五人の役員(会長・事務局次長・幹事二人・会計監査)を、また県高齢期運動連絡会にも幹事一人を送り、活動に協力しています。

そのほかに全国の自治体退職者会とも交流を進めるため、全国自治体退職者会連絡会にも参加し、東京近隣ということから事務局運営にも協力しています。

連絡会では毎年三月に年金改善を中心とした交渉を厚生労働省年金課と続けてきており、本年も三月一五日に実施しました。(10頁参照)

二〇〇六年(平成一八年)度  
運動方針(案)

I わたくしたちをめぐる情勢

小泉自民・公明内閣は、「行政改革断行内閣」と称して、財界の意向を受けながら、本格的な大増税・大負担増路線を走り、さらに社会保障制度の全面改悪を実施、国民の所得格差を増大させ、貧困層は一〇年前の八%代から一五・三%（二〇〇二年で一所帯年所得二五八万円）に増大、生活保護世帯は一九九五年の六〇万一九二五世帯が、二〇〇五年一月には一〇四万八六一世帯に増大し、教育扶助や就学援助（生活保護世帯及び生活保護に準ずる所得水準世帯）が二〇%を越えるような「格差社会」をつくっています。

また、平和の問題では、憲法改悪草案を発表し、その実現に向けた「国民投票法案」の国会提出をねらっています。

松沢県知事は、政府の地方制度調査会が推進する道州制に積極的に賛成し、機構縮小・指定管理者制度の導入・民営化を積極的に進め、職員の大幅削減と福祉制度の改悪を進めています。

また、岩国の国民投票について基地問題は国の責任問題であり、自治

一般会計 2005年(平成17年)度収支決算書

収入 支出 (2005. 4. 1~2006. 3.31) 単位:円

項目	予算額	決算額	摘要	項目	予算額	決算額	摘要
1.年会費	240,000	250,000	@3,000×83口+1,000円	1.事務局費	850,000	830,662	
2.終身会費	1,500,000	1,150,000	@25,000×46人	2.行動費	300,000	285,460	
3.県職労連交付金	685,000	685,000		3.広報費	950,000	820,907	
4.事業収入	850,000	954,203		4.総会費	450,000	408,981	
5.雑収入	116,977	292,941		5.会議費	400,000	335,090	
6.積立金取崩し	700,000	730,126		6.通信費	250,000	177,068	
7.寄付金	0	0		7.弔慰金	80,000	65,000	
8.繰入金	0	116,938	20周年記念事業会計繰入	8.負担金	50,000	40,000	
9.前年度繰越金	758,023	758,023		9.積立金	1,500,000	1,316,000	終身会費積立 1,200,000円 繰入金積立 116,000円
				10.予備費	20,000	0	
				11.次年度繰越金	-	658,063	
合計	4,850,000	4,937,231		合計	4,850,000	4,937,231	

積立金会計 2005年(平成17年)度収支決算書

収入 支出 (2005. 4. 1~2006. 3.31) 単位:円

項目	予算額	決算額	摘要	項目	予算額	決算額	摘要
前年度繰越金	13,141,632	13,141,632		本年度支出	700,000	730,126	
本年度収入	1,503,368	1,317,639					
内 積立金	1,500,000	1,316,000					
訳利息	3,368	1,639		次年度繰越金	13,945,000	13,729,145	
合計	14,645,000	14,459,271		合計	14,645,000	14,459,271	

会計監査報告

2005年(平成17年)度一般会計、積立金会計について、それぞれの収支証拠書類、預金通帳等の監査を実施した結果、適正かつ妥当に執行されているものと認めます。

2006年4月18日

監査 古怒田富士一 ㊞ 鈴木志げ子 ㊞

体の投票はなじまないと、やや批判的な発言をしています。

1 年金：二〇〇四年に「一〇〇〇年安心の年金改革」と称して、二〇一七年まで保険料の引き上げ給付の引き下げが強行採決され、今年度は年金一元化と称して、共済年金の大幅な改悪が検討されています。

国民健康保険料が月額二八〇円アップ。国民年金保険料が〇・三五四%アップで、給付額は物価スライドで〇・三%削減されます。

共済年金は、一元化に向け三階立ての廃止(月二万円削減)、保険料を二〇一〇年から一七年にかけて四・六%程度の引き上げ、さらに企業年金に相当する創設には、退職金の三分の一を当てるなどの検討がされています。

2 医療：二〇〇二年に高齢者の負担増、二〇〇三年にサラリーマンの三割負担に続いて、今年も医療費大改悪が計画され、医療費すべて三割負担、限度額の引き上げ・高齢者医療制度の創設が検討されています。

七〇歳以上の高齢者医療は、一〇月から二割から三割(現役並み所得者)負担、長期入院者の食住費の保険適用外(月約二八、〇〇〇円増)などの改悪が実施されようとしています。

3 介護：二〇〇五年の介護保険制度の改悪で、ホテルコスト代、食事代の徴収、介護(Ⅰ)を支援(Ⅱ)に分割、など介護が受けられない状態が生まれています。

また、障害者支援法の改悪は、「応能負担」が「応益負担」で、すべて一割負担となり、要介護認定についても、介護認定調査に障害者判定項目二七項目を加えながら五〇・四%が二次判定で変更、精神障害者にあたっては、二七・八%が非該当が該当に変更されるような状況です。

4 税制：二〇〇五年から二〇〇七年にかけて税制改悪が連続的に改悪され、年金控除、高齢者控除などがなくなり、所得税・住民税がかかり、税制改悪に連動して国民健康保険料、介護保険料のランクが上がりさらに負担増が続きます。

5 平和：アメリカ軍の地球規模での機能強化、アメリカとともに競争する同盟国の軍事協力を受けて、自民・公明与党は、憲法第九条を改正し、日本を軍事大国とするために国民投票法を国会に提案しようとしています。

このような基地の強化・永久化に反対する自治体ぐるみのたたかいが全国的に広がり、一都道県一〇三の自治体が反対表明をし運

動を強めています。

岩国市では、基地強化について、「賛成」「反対」の住民投票がおこなわれ、投票率五八・六八%で反対が有権者の過半数を超えました。

また、憲法改悪を許さない九条の会が全国で四〇〇〇を越えて組織されています。

## II 活動の目標と計画

1 憲法の改悪に反対し、平和・人権・民主主義を守る運動を推進します。「県職員9条の会」と連携し、憲法9条擁護の運動を進めます。

2 昨年からの所得税の老年者控除が廃止されるとともに、年金基礎控除が切り下げられ、高齢者の税負担が強化されました。税負担の増大は私たちの暮らしに重圧を加えています。高額所得者の所得税率や大企業の法人税率は引き上げ、庶民の税負担は引き下げるよう要求します。消費税率の引き上げに反対します。

3 高齢者医療保険制度の改悪、高額療養費負担の引き上げ、混合診療制度の導入に反対し、高齢者医療制度の充実を目指し、運動します。

4 高齢者の多くにとって唯一の収入源である年金の引き下げに反対するとともに、介護保険料の引き上げ・介護サービスの利用制限や利用料の引き上げに反対します。高齢者

社会保障制度の充実を目指し、自治労連退職者会を初め、要求で一致する諸団体と協力し、高齢期運動を推進します。

5 いざというときに備えて、火災・自動車・交通災害共済、ガン保険・医療保険などの福利厚生事業を行います。

6 法律、年金、税金、介護保険、成年後見、相続・遺言、住宅のバリアフリー化などの問題で困りの方には信頼できる専門家を紹介します。

7 退職者会の事務局は、毎週火曜日、午前10時から午後4時まで開いています。

### ▼ホームページの充実

05年11月、ホームページをオープンしましたが、いま①県職員9条の会②退職時に知っておきたい知識と手続き③現行年金制度の概要④Q&A成年後見制度⑤Q&A遺言書のつくり方⑥こだま会報(64号以降)⑦趣味の会活動⑧会員だよりなどを掲載するとともに、神奈川県職労連や地方自治体(神奈川県及び一部の市)のホームページとリンクできるようにしました。これによって県職労連の活動内容や地方自治体の高齢者向け施策等の検索が可能です。

今後は、年金・医療保険・介護保険制度に関する情報の充実を図るとともに、こだま会の日常活動に関す

るお知らせ・報告、地方自治体の動き、基地問題、高齢期運動などについても、掲載するよう努めます。特に、会員の活動や近況を知らせる「おたよりコーナー」はみなさんのひろばです。メールでお便りをお寄せください。

▼会報の発行

会員に親しまれる会報の発行を目指します。発行計画は次の通りです。

72号(6月刊)	10頁
73号(8月刊)	14頁
74号(10月刊)	8頁
75号(2月刊)	8頁
計40頁	

▼趣味の会活動

現在、次のような趣味の会が活動しています。

- 囲碁同好会 毎月第1日曜日
  - 楽しい俳句教室 毎月第3木曜日
  - 歴史教室 年間講義2回、散策2回
  - 食文化を楽しむ会(薬膳料理) 夏、秋2回
  - 楽しい料理教室(壮年部と共催)
  - 文学・歴史紀行 春、秋の2回
  - スキーツアー 冬季
- 趣味の会は世話人の高齢化や病気等により活動が続けられなくなる場合があります。趣味の会活動を充実するためには、事業を企画し、実行に移す世話が不可欠です。こういうことをやってみたいとおっしゃる方が現れるのを期待しています。

一般会計 2006年(平成18年)度収支予算(案)

収 入			支 出		
項 目	予算額	摘 要	項 目	予算額	摘 要
1.年会費	240,000	@3,000×80口	1.事務局費	850,000	
2.終身会費	1,200,000	@25,000×48人	2.行動費	350,000	
3.県職労連交付金	685,000		3.広報費	950,000	
4.事業収入	900,000		4.総会費	450,000	
5.雑収入	216,937		5.会議費	400,000	
6.積立金取崩し	700,000		6.通信費	250,000	
7.寄付金	0		7.弔慰金	80,000	
8.前年度繰越金	658,063		8.負担金	50,000	
			9.積立金	1,200,000	
			10.予備費	20,000	
合 計	4,600,000		合 計	4,600,000	

積立金会計 2006年(平成18年)度収支予算(案)

収 入			支 出		
項 目	予算額	摘 要	項 目	予算額	摘 要
前年度繰越金	13,729,145		本年度支出	700,000	
本年度収入	1,201,855				
内訳					
積立金	1,200,000				
利息	1,855		次年度繰越金	14,231,000	
合 計	14,931,000		合 計	14,931,000	

楽しい趣味の会

趣味の会は、長生きの散歩道  
と一緒に歩きましょう!!

旭山動物園にも行った  
北海道富良野スキー旅行

こだま会のスキーは1月11日(水)14日(土)、富良野プリンスホテルに3泊し、男女同数の22人が参加しました。総費用は62,900円。

羽田を7時35分にたち旭川着9時10分、11時ごろホテル着。12時にはスキー場へ。

34年ぶりにスキーをする私はスキー教室に入りホテルそばの斜面で、指導員と一対一で板のつけ方、歩き・登り方を教わる。費用は2時間です、5000円だった。

夕・朝食のバイキング。品数も多くておいしく、毎日かわり、おしるこ・3種のシャーベットは好評。

一番うれしかったのは、12日に念願の旭川市「旭山動物園」に行き、ペンギンの散歩をはじめ、海中にある円筒状の大きなガラスの中をたてにくるくる泳ぐアザラシ、海の中で自由自在に遊ぶホッキョクグマを目の前で観察できたことだった。かつて廃園の危機にあった時、飼育職員

の知恵とアイデアから生まれた動物のあるがままの生態展示に、歓声をあげっぱなしだった。女性有志の「行きたいわね」の声ですぐまとまり男性も含め11人が参加。

14日、私は会員の榎本指導員に付き添われ34年ぶりにリフトに乗り、高いところにあるスキー場でボーゲン初挑戦。親切丁寧な指導のおかげで何とか長い距離を滑りおけることができた。やった!!という感じを久しぶりに味わった。

全員げがもなく帰路だったが、羽田近くで強風と大雨のため待機。安全無視の日航ゆえ少し心配したが1時間おくれの23時に無事に着陸。初体験ばかりの私をさりげなくカバーしてくれて



た同室の女性二人をはじめ、榎本指導員、参加者のみなさん、ありがとうございます、とうとう、(虹川 弘子)

以下、訪れた主な観光地を紹介します。安楽寺 唐様の国宝八角三重塔は、八角形では国内唯一。一見すると四重塔に見えるが、一番下はもこし(ひさし)である。 北向観音堂 北にある長野善光寺に向いている観音様をまつてある。巨木桂(愛染かつら)がある。 龍光院 塩田北条氏の菩提寺。記録のない墓標が直立している。鎌倉幕府滅亡

早春の信州の鎌倉

別所温泉の古塔巡りと 上田城跡を訪ねて

歴史教室・信州1泊研修旅行

3月26日(日)午前10時すぎ、総勢12名(女7男5)東京駅より長野新幹線の乗客となる。別所温泉に午後早目の到着。旅館に荷物を預け、中村猪一郎講師の案内で安楽寺、常楽寺、北向観音堂に。旅館七草の湯に宿泊。夜は、温泉と美味の料理、そして地ビールなどに歓談の輪が広がった。

3月27日(月) マイクロバスをチャーターしベテランバスガイドの案内で、塩田平の古塔めぐりと上田城跡に。夕方の長野新幹線で無事東京駅に到着し、旅を閉じる。



別所温泉 七草の湯前で 佐藤善治撮影

歴史教室・散策 当麻古道の古刹を訪ねる

このところ歴史散策は晴天に恵まれることが少ないのですが、四月十七日は久しぶりに早春の陽射しの下で散策を楽しむことができました。

今回の参加者は講師ほか十四人、コースはテーマにもあるとおり八王子から厚木方面へ向かう古道の当麻道に沿って寺社と古墳を巡る内容でした。いまままでと違い格別な人格や伝説を目的とするものではなく、むしろ境内を歩きながらそこにあるものに触れて、講師から説話や戒律を聞くなど景観と共に堪能した一日でした。

後の報復を恐れてとのこと。この聖観音様は、ほっそりとしていて女性的でした。 前山寺 「未完成の」三重塔は、一、三層に縁と手すりがないが、塔全体バランスがとれており美しい。 大法寺 「見返りの塔」国宝三重塔は、純和様形式にあいまって一、二、三階と塔の幅の「遞減率」が大きく、更に美しさを増している。当時の「東山道」のにぎやかさが、偲ばれる。

他に訪れたのは、常楽寺、中禅寺、塩野神社、生島足島神社、上田城跡です。(湯川 勉)

また各寺院ともに創建が鎌倉時代後期とされ、時代的には一遍上人が時宗を開いた頃の開山にあたり、ちょうど農民層の勃興した頃に当たるといえるもので、立派な山門と広大な境内を構えていて当時の雰囲気を感じていました。 昼食の後は予定した寺院と古墳の他に市の有形文化財に指定された福田家長屋門に寄り、次いで下溝の八幡宮に参拝しました。社は上溝の亀ヶ池八幡宮の分霊を受けて建立したといわれており、別院の不動堂に安置されている不動明王坐像は市の重



無量光寺を訪ねる 佐藤善治撮影

要文化財に指定されているが、その画像を扉の隙間から拝覧して最終の清水寺へ行き、下溝の駅に着して散策は終了。

今回のコースは大分前に県営フイッシングセンターの職員慰安会を通った記憶があったが、当時の田園風景も今は住宅が立ち並ぶ町中の通路と少しも変わらない状況となっていました。

しかしどの家もガーデニングに飾られていて、奇麗な草花が道路から眺められ、思いがけずお花見気分が終わった楽しい散策でした。  
(中澤祥造)

予告!! 予告!! 予告!!

●食文化を楽しむ会

暑い夏を無事に乗り切るには、日々の食が大事です。

とき 7月13日(木)

11時~15時30分

ところ 横浜市健康福祉センター

(桜木町駅前)

テーマ 薬膳料理―夏を健やかに

過すために

講師 上野多恵子会員

会費 一、八〇〇円

申し込み 葉書で事務局迄(電話の場合045-332-4601・亀井)

●囲碁同好会

月例会に気軽にご参加ください。

とき 毎月第一日曜日11時~

6月4日 7月2日

8月6日

ところ 囲碁サロン 有心

横浜駅西口大洋ビル6階

会費 六〇〇円

申込み先は

こだま会事務局

TEL 045-212-3179

青沼慶祐 TEL 045-782-7665

登 豊吉 TEL 045-824-7155

●俳句教室

毎月第三木曜日13時から16時頃まで、こだま会事務局で開いています。春と秋の吟行(旅先で句会を催す)も予定しています。

初めての方も大歓迎、楽しい句会です。

指導 山本つばみ先生

(阿不利嶺主宰)

会費 七〇〇円

日程 6月22日 7月20日

8月24日

第三木曜13時

場所 こだま会事務局

申し込み、問合せは、こだま会事務局(Tel 045-212-3179)または小川政則(Tel 042-742-2253)まで

●歴史教室(講義)

とき 6月12日(月)10時~

テーマ 源義経の伝説地

参加希望の方は、事務局まで連絡をお願いします。

こだま俳壇(四月句会)

時来れば枝の折れても桜かな 井村 友彦

桜散る雌松の幹の艶やかさ 岸 一衛

春雷の遠く聞えて樹々ゆらぐ 木村 武子

春の風声も匂へる牧場かな 白石 為康

つばめ舞う春は盛りの祝かな 白井保次郎

母と行く父の故郷花盛り 島田多嘉子

春愁やわが人生をふと思う 鈴木志げ子

花の下去りがたく眼鏡かけ直す 中村 桂子

受け止めし余命宣告花筏 三井 光子

桜散り学生に問う貧困を 湯川 勉

花吹雪香葉子悲願の母子像 横川美代子

片栗や山路漕ぎ来る車椅子 小川 水草

はや新樹たりて日照雨を燃えたたす

山本つばみ

### 会員紹介

## 山でスキーはたまた森林づくり

岡崎 明さん



「社かながわ森林づくり公社」でお仕事をされている岡崎明さんを訪れ、お話を伺いました。

北海道生れ スキーは大学で

高校生の時から山登り、スキーに憧れていましたので、当時の受験雑誌『蛭雪時代』の大学・学部案内に、農学部林業科は「自然や森林を歩きスキーの実習もある」趣味と実益を兼ねたとの記事に飛び付いて宇都宮へ行ったものです。

当然、森林保護学的那須温泉での二泊三日のスキー実習に毎年参加。県に入って早速スキー部に入部。当時は部が発足して間もなく、指導員はもちろんバッチテストの1級を持つている人も一二人しかいませんでした。早く部員の中から指導員の資格をとって、部のスキー教室を開き、バッチテストが出来るようになりたいと仲間と夢中になってやったものです。

今でも年1〜2回はスキー部の合宿に参加したり、スキー連盟の指導員研修会等に参加し、なんとか現役を保つ努力を続けています。

スタートから到達点へ

仕事の方も、ふり返ってみると辛い厳しい事はあったが、嫌で嫌いな仕事はありませんでした。林業職として採用され一番最初は県有林事務所に配属されて、山林から伐り出して貯木場に長さ毎に積上げてある丸太(素材)の太さ、本数を数えあげて、数量(材積)を測定する仕事でした。

昭和40年代前半は木材価格も高度成長の波にのり右肩上りの傾向で、材木屋さんも元気のいい頃で、立木や素材(丸太)を売払う際に、いくらで、売り払うのか、その予定価格の評価を任せられるようになる緊張したものです。同じ林業職でも、実際に森林(立木)を調査して価格評価する業務に携われる職員は多くありませんでした。



40年代後半以降は、自然保護の世論が高まり、県も県民の要望に定める政策で県有林の森林伐採量を大幅に縮小しました。そういう意味で当時の経験は、その後の仕事でも、退職後の森林公社での「森林づくりの県民運動」においても大いに役立っています。また、ある意味では林業職としての仕事を森林の伐採(収穫)からスタートした私にとっては、罪滅しとして与えられた現在のなかにな？と思うこともあります。

人件費は10倍 立木価格は不変 今と昔

森林への手入れが行届かず深刻な林業界とよくいわれるのはご存知の事でしょう。この原因は私の経験からみても、その一番は物価の優等生といわれる卵よりも、相対的に安くなった山の(立木)の価格にあると思っています。

昭和40年の私の初任給は約2万円、その頃の山の立木の価格はスギ6000円/m<sup>3</sup>、ヒノキ10000円/m<sup>3</sup>程度でした。現在ではどうでしょう。大卒の初任給はほぼ20万円となりましたが、立木の価格は全国平均でスギ5300円/m<sup>3</sup>、ヒノキ15600円/m<sup>3</sup>といわれています。人件費は約10倍程かかるのに、山の立木価格はほとんど変わらない。つまり、生産経費は10倍、売れる値は40年前と同価格、



このため経営者である森林所有者には森林への手入の意欲が出てこなくなったのです。

森に育まれ 森を育み

神奈川県には約95000ヘクタールの森林があります。森林は人間の生存に欠かすことの出来ない「清浄な水や、空気」を育み、災害を防止し、美しい環境を形成するなど重要な機能を持っています。また、動植物の生息の場、私たちのレクリエーションの場でもあります。森林から多くの恵みを受け、豊かな都市生活を営んでいます。

そのお返しとして、(社)森林づくり公社では、県民参加による森林づくりの普及啓発を行っています。その一つとしてボランティアを募集し、その人たちに直接体験しながら、森林や林業の大切さを知っていただくようとしています。

3月に「公社」を退職され、北海道のお父上の介護をされるそうですが、本当に森林を守る仕事が好きとお見受けしました。

(大貫貴美子)



年金情報

離婚時などの年金分割制度について

04年の厚生年金保険法改正により、07年4月1日から、夫婦が離婚した場合、老後に受ける老齢厚生年金をそれぞれ分け合えるようになりました。

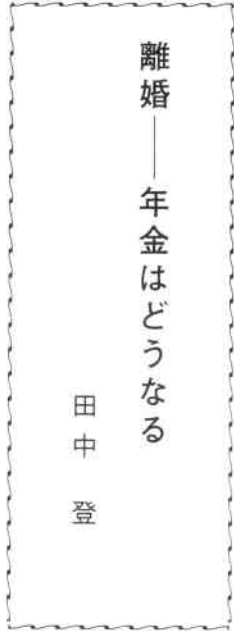
団塊の世代の大量定年退職時代を前に、熟年離婚の話題にもなっているようです。

婚姻期間中の厚生年金加入期間の年金額は、現在は夫婦それぞれの給与額に基づいて計算されるため、働きのながら家事・育児を両立させている妻のケースでは、夫より極端に収入が少なくなる場合があります。このような共働きの夫婦が離婚した場合、公平に役割分担をしながら家庭を築いてきたにもかかわらず、婚姻期間中の妻の年金額が非常に少なくなる不公平が生じます。

そこで、共働きの夫婦が離婚をした場合、両者の婚姻期間の加入期間にかかる年金(老齢厚生年金・障害厚生年金または共済年金)の2分の1を上限に妻が分割請求することが出来るようになります。また婚姻期間中に妻に収入がない期間(つまり第3号被保険者などの期間)がある場合も含めて分割が可能になります。

年金分割をする場合は、当事者同士の話し合いで決められ、事前に合意が必要(合意は公正証書による)です。合意が成立しない場合は、家庭裁判所へ申し立て、その決定に従うことになり、その割合が決まれば、社会保険事務所に分割の請求をすることになります。

法律の施行が来年の4月1日からです、それ以降の離婚から対象になります。なお、分割請求できるのは離婚後2年以内に限られます。



分け方は婚姻期間中の

標準報酬を分割する方法で計算

分割の方法は、当事者である標準報酬を分割される側(主に夫)と標準報酬の分割を受ける側(主に妻)の合意のもとに、婚姻期間等(対象期間)にかかる被保険者期間の両者の標準報酬(03年4月以降は賞与報酬も含む)の改定(決定)請求と按分割合(両者の対象期間標準報酬総額の合計額に対する、受ける側(主

に妻)の対象期間標準報酬総額の割合)の決定を行います。合意がない場合はどちらか一方の申し立てがあれば家庭裁判所が按分割合を決定します。

按分割合は、両者の対象期間標準報酬総額の合計額の2分の1以下の範囲以内で決められます。

対象期間の標準報酬の分割は、標準報酬を分割される側(主に夫)の報酬の一部を、受ける側(主に妻)に分割譲渡するかたちでおこなわれます。

年金額の改定は、対象期間の最後の月以前の被保険者期間と改定後の標準報酬を基礎として計算が行われます。

分割を受けた側(一般的には妻)は自分の老齢厚生年金の受給開始年齢から生涯増額となった年金を受け続けます(元配偶者が死亡しても支給額は変わりません)。

第3号被保険者は

夫の年金の50%を分割して受給

つぎに、08年4月1日からの改正で、第3号被保険者(被扶養配偶者で主に妻)期間の間は、夫が負担し

た厚生年金保険料を妻が共同して負担したものとの考え方が法律で明文化され、夫婦が08年4月1日以降離婚した場合(または、夫の所在が長期間不明であるなど相応な事情あるものとして省令で定める事例に合う場合)は、夫の被保険者期間中に妻が第3号被保険者であった期間(08年4月1日以降の期間で、特定期間という)の夫の被保険者記録は、妻からの請求だけで合意がなくても夫婦双方に自動的に50%ずつ分割され、標準報酬の決定(改定)ができるようになります。つまり、特定期間の夫の標準報酬が40万円だとしたら、夫婦それぞれのこの期間の標準報酬が20万円ずつで厚生年金に加入したものとみなされます。

その結果、夫の老齢厚生年金の2分の1が自動的に妻に分割されるようになります。

ただし、この分割は08年4月1日以降の特定期間(第3号被保険者期間)に限られます。(08年3月以前の期間は合意が必要です。)



# 高齢期運動

## 年金・介護等要求で厚労省交渉

三月一日(水)午後から私たちこだま会も加入している全国自治体退職会連絡会は年金・介護・健保制度の改善を求め、一時間二〇分にわたって交渉を行いました。

改善要求項目の主要な点は次の内容で、参加者から現状と制度の問題点、改善に向けての要請をしました。厚生労働省からは、年金局・労働局・保険局の各係長が出席、要請には耳をかたむけていましたが、具体的な解決に向けて努力する発言はありませんでした。

### ◇改善要求の主要点

- ・「物価スライド」を理由とした年金引下げをおこなわないこと。



- ・基礎年金の国庫負担をただちに国会決議どおり二分の一へもどすこと。
- ・共済年金と厚生年金の一元化には反対すること。
- ・介護保険制度を国民の老後を真に保証する制度に改善すること。
- ・介護保険料決定のしくみを改め、改定ごとに値上げになる制度を改善すること。

- ・高齢者医療を「高齢者金持ち説」による改悪をしないこと。
- ・新たな高齢者医療保険制度の計画は撤回すること。

(加藤)

## 第2回 輝け高齢期 かながわの集い

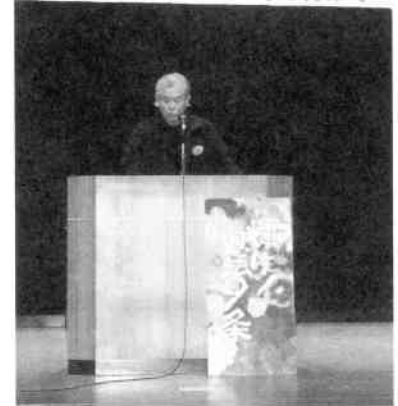
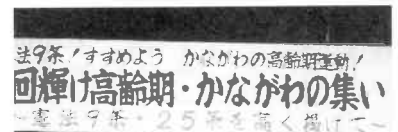
2月16日(木)横浜市鶴見公会堂で第2回「輝け高齢期かながわの集い」がありました。

私は昨年3月に定年退職したので、当面「半額状態」の年金で第三の人生をスタートしました。私たちとこれに続いて退職を迎える世代は、この「半額状態」が長く続き、さらに半額年金そのものの支給が65歳まで先送りされます。そのころには、医療や介護制度は小泉構造改革路線で「なんでも民間丸投げ」で全部自己責任になっているのでは？そんな不安があり、高齢者運動に期待しつつ参加しました。

午前中は労働組合と同じような活動報告・活動方針の議論で、マシこんなものかな？

午後は高齢期にかかえる問題のシンポジウムと歌、踊りなどの催し物でした。シンポジウムでは実の娘に痴呆老人に仕立てられた母親が、年金や蓄えを勝手に使われる話や「茅ヶ崎9の日スタンディングのねらいがはっきりしないもの出した話題は有意義でした。

退職してきた直前の現場では第三セクターの統廃合に始まって、市町村合併、道州制、PFI、指定管理者制度、特区、市場化テストなど激変する情勢に職場が振り回され、若い世代ほど戸惑いが深いようでした。のんびり、ゆったりを期待していた年金暮らしはそれに反して、消費税増税、介護保険制度見直し、高齢者医療制度の導入、厚生年金と共済年金の合併問題に加えて、若年層の不安定雇用と失業問題が深刻なことから、わが国の「年金制度」そのものの崩壊も視野に入れるくらいの不安状況にあるのでは、と思っています。そんなわけで私としては、一つ二つの催しは結構としても長々と歌、踊



茅ヶ崎9の日スタンディングパネル

りが続くのにあきれませんでした。(鳥居)

### 編集 後記

・教育基本法案は国民の学習権を奪うもの。家永教科書裁判を想い起しています。

・『文化と集団の論理』(中井正二)を再読。以世紀前、この一冊に活動の指針を得ました。再び気力が増しています。

・暑さに立ち向かえるよう、健康に気をつけ、元氣第一に!! (木村)

編集・発行  
 県職労退職者こだま会  
 発行人 生方武羅夫  
 発行日 2006.6.1  
 No.72  
 〒231-0023  
 横浜市中区山下町57-1  
 神奈川県職労内  
 TEL 045-212-3179(代表)